

固定波空港無線電話サービス契約約款

(揭示契約約款)

平成29年4月1日

日本空港無線サービス株式会社

目次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義
- 第4条 通話以外の通信の取扱い
- 第5条 提供地域

第2章 サービスの種類

- 第6条 サービスの種類

第3章 契約

- 第7条 契約の種別
- 第8条 契約の単位
- 第9条 無線装置の終端
- 第10条 周波数の指定等
- 第11条 契約申込の方法
- 第12条 契約申込の承諾
- 第13条 契約の更新
- 第14条 識別名称
- 第15条 利用権の譲渡
- 第16条 契約者が行う契約の解除
- 第17条 当社が行う契約の解除
- 第18条 その他の提供条件

第4章 無線装置の提供等

- 第19条 無線装置の提供
- 第20条 無線装置の種類の変更
- 第21条 無線装置の移転
- 第22条 無線装置の利用の一時中断

第5章 利用中止及び利用停止

- 第23条 利用中止
- 第24条 利用停止

第6章 通話の取扱い

- 第25条 通話の取扱い
- 第26条 通話の特殊性

第7章 料金等

第1節 料金及び工事費

- 第27条 料金及び工事費

第2節 料金等の支払義務

- 第28条 基本料金の支払義務
- 第29条 手数料の支払義務

第30条	工事費の支払義務
第3節	料金の計算方法等
第31条	料金の計算方法等
第4節	割増金及び延滞利息
第32条	割増金
第33条	延滞利息
第8章	損害賠償
第34条	責任の制限
第35条	免責
第9章	雑則
第36条	承諾の限界
第37条	利用に係る契約者の義務
第38条	工事等のための無線装置の持込み
第39条	契約者からの電気の提供
第40条	法令に規定する事項
第41条	閲覧
第10章	附帯サービス
第42条	附帯サービス

別記

- 1 契約者の地位の承継
- 2 契約者の氏名等の変更の届出
- 3 自営端末設備の接続
- 4 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 5 当社の維持責任
- 6 支払証明書の発行

料金表

通則

第1表 料金

第1 基本料金

第2 手数料

第2表 工事費

第3表 支払証明書の発行手数料

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社が提供する空港無線電話サービスのうち固定波空港無線電話サービスについては、電波法（昭和25年法律第131号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）、その他の法令の規定によるほか、この固定波空港無線電話サービス契約約款によって提供します。

(注)本条のほか、当社は、固定波空港無線電話サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の用に供すること
3 空港無線電話サービス	当社が提供する空港MCAサービス、A/G無線電話サービス、固定波空港無線電話サービス、及び空港VHF車載形無線装置の総称
4 固定波空港無線電話サービス	航空機の運航又は空港の管理運営に関する業務若しくはこれらに関連する業務の用に供することを目的として、おおむね3キロヘルツの帯域の音声を無線装置間で送り又は受ける無線電話サービスで、当社が提供するもの
5 可搬形宅内無線装置	契約に基づいて当社が提供する可搬型の無線装置であって、契約の申込者が指定する事務所等に設置するもの
6 車載形無線装置	契約に基づいて当社が提供する車載用の無線装置であって、契約の申込者が指定する車両に設置するもの
7 携帯形無線装置	契約に基づいて当社が提供する携帯用の無線装置
8 無線装置	可搬形宅内無線装置、車載形無線装置又は携帯形無線装置
9 空港無線電話サービス取扱所	空港無線電話サービスに関する業務を行う当社の事業所又は当社の委託により当該業務を行う者の事業所（以下、「サービス取扱所」といいます。）
10 契約	当社から固定波空港無線電話サービスの提供を受けるための契約
11 契約者	当社と契約を締結している者
12 利用権	契約者が契約に基づいて固定波空港無線電話サービスの提供を受ける権利をいい、当社との契約の締結により発生し、契約の解除により消滅する。
13 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(通話以外の通信の取扱い)

第4条 固定波空港無線電話サービスを利用して行う通話以外の通信は、これを通話とみなして取り扱います。

(提供地域)

第5条 固定波空港無線電話サービスは、空港及びその周辺地域に限り提供します。

2 固定波空港無線電話サービスを提供する地域の一覧は、サービス取扱所において閲覧に供します。

第2章 サービスの種類

(サービスの種類)

第6条 固定波空港無線電話サービスには、次の種類があります。

サービスの種類	内 容
携帯形電話サービス	携帯形無線装置を利用して、同一の周波数を利用している可搬形宅内無線装置又は車載形無線装置若しくは携帯形無線装置と通話できるもの
車載形電話サービス	車載形無線装置を利用して、同一の周波数を利用している可搬形宅内無線装置又は車載形無線装置若しくは携帯形無線装置と通話ができるもの
可搬形宅内電話サービス	可搬形宅内無線装置を利用して、同一の周波数を利用している可搬形宅内無線装置又は車載形無線装置若しくは携帯形無線装置と通話ができるもの

第3章 契約

(契約の種別)

第7条 固定波空港無線電話サービスに係る利用契約は、1ヶ月を利用単位として当社から固定波空港無線電話サービスの提供を受けるための契約です。

(契約の単位)

第8条 当社は、無線装置1装置ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は、1の契約につき1人に限ります。

(無線装置の終端)

第9条 当社は、無線装置の付属品端子を無線装置の終端とします。

(周波数の指定等)

第10条 契約者が利用する無線装置の周波数は、当社が指定します。

- 2 当社は、無線装置を利用して行われる通話に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、その周波数を変更することがあります。

(契約申込の方法)

第11条 契約の申込みをするときは、当社所定の申込書を当社の契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

(契約申込の承諾)

第12条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約の申込みの承諾を延期することがあります。
 - (1) 必要な無線装置がないとき。
 - (2) 利用する周波数に余裕がないとき。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 無線装置を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 契約の申込みをした者が固定波空港無線電話サービスの料金又は工事費の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約の更新)

第13条 契約の契約期間満了前までに、契約者から解約の申し出がない限り、契約は自動更新となります。

(識別名称)

第14条 無線装置の識別名称は、1の装置ごとに当社が定めます。

(利用権の譲渡)

第15条 利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社の契約事務を行うサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、利用権を譲り受けようとする者が固定波空港無線電話サービスの料金又は工事費の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるときを除いて、これを承認します。

4 利用権の譲渡があったときは、譲渡人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(契約者が行う契約の解除)

第16条 契約者は、契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめサービス取扱所に書面により通知していただきます。この場合、固定波空港無線電話サービスの契約者は、その無線装置（付属品を含む）をサービス取扱所に返還していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第17条 当社は、第24条（利用停止）の規定により固定波空港無線電話サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第24条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、固定波空港無線電話サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第18条 契約に関するその他の提供条件については、別記1及び2に定めるところによります。

第4章 無線装置の提供等

(無線装置の提供)

第19条 当社は、契約者から請求があったときは、その無線装置について料金表第1表第1（基本料金）に定めるところにより提供します。

(無線装置の種類の変更)

第20条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する固定波空港無線電話サービスの無線装置について、その種類の変更を行います。

(無線装置の移転)

第21条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する無線装置の移転を行います。

(無線装置の利用の一時中断)

第22条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する無線装置の利用の一時中断（その無線装置を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第23条 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事中やむを得ないときは、固定波空港無線電話サービスの利用を中止することがあります。

2 当社は、前項の規定により固定波空港無線電話サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第24条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その固定波空港無線電話サービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった固定波空港無線電話サービスに係る料金、工事費又は割り増し料金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、その固定波空港無線電話サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 第37条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。

(3) 固定波空港無線電話サービス設備に、自営端末設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

2 当社は、前項の規定により固定波空港無線電話サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第6章 通話の取扱い

(通話の取扱い)

第25条 通話について送信と受信は同時に行うことはできません。

- 2 固定波空港無線電話サービスの提供地域内であっても、建物内、地下室等のうち電波の届きにくい場所では、通話することができない場合があります。
- 3 当社は、固定波空港無線電話サービスの提供地域内で、航空機事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする通話を優先して取り扱うことがあります。この場合、その緊急を要する事項を内容とする通話以外の通話について中断又は接続の遅延が生じることがあります。

(通話の特殊性)

第26条 固定波空港無線電話サービスの設計上、通話は、同一の周波数を使用する他の無線電話機等により聴取されることがあります。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事費

(料金及び工事費)

第27条 当社が提供する固定波空港無線電話サービスの料金は、基本料金及び手数料とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

- 2 当社が提供する固定波空港無線電話サービスの工事費は、料金表第2表(工事費)に定めるところによります。

第2節 料金等の支払義務

(基本料金の支払義務)

第28条 契約者は、その契約に基づいて当社が固定波空港無線電話サービスの提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表第1(基本料金)に規定する基本料金の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により固定波空港無線電話サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、固定波空港無線電話サービスを利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

支払いを要しない場合	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、その固定波空港無線電話サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその固定波空港無線電話サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（手数料の支払義務）

第29条 契約者は、固定波空港無線電話サービスに係る手続きを要する請求をし、その承認を受けたときは、料金表第1表第2（手数料）に規定する手数料の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第30条 契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表（工事費）に規定する工事費の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第31条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第32条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第33条 契約者は、料金その他債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第34条 当社は、固定波空港無線電話サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その固定波空港無線電話サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、固定波空港無線電話サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその固定波空港無線電話サービスの料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当っては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第35条 当社は、固定波設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当って、契約者に関する土地、建物その他工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

第9章 雑則

(承諾の限界)

第36条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求した者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第37条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に通信を保留したまま放置し、その他固定波空港無線電話サービスに妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- ただし、当該、電気通信設備を亡失した場合、又は修繕が著しく困難な場合は、当社が規定する金額を補償金として支払っていただきます。

(工事等のための無線装置の持込み)

第38条 契約者は、次の場合には、その可搬形宅内無線装置、車載形無線装置又は携帯形無線装置を当社が指定した期日に、その契約事務を行うサービス取扱所又は当社が指定した場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 可搬形宅内無線装置、車載形無線装置又の設置、種類の変更、移転、取りはずし等の工事を行うとき。
- (2) 電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査又は電波法（昭和25年法律第131号）の規定に基づく可搬形宅内無線装置、車載形無線装置若しくは携帯形無線装置の検査を受けるとき。

(契約者からの電気の提供)

第39条 当社が契約に基づき設置する無線装置に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

(法令に規定する事項)

第40条 固定波空港無線電話サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、そ

の定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記3から5に定めるところによります。

(閲覧)

第41条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第10章 附帯サービス

(附帯サービス)

第42条 固定波空港無線電話サービスに関する附帯サービスの取り扱いについては、別記6に定めるところによります。

別記

1 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてその契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) (2) の規定による代表者の届け出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

2 契約者の氏名等の変更の届出

- (1) 契約者は、契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかに当社の契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その航空局備の終端において又はその終端に接続されている端末設備を介して、その航空局設備に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準及び技術的条件に適合することについて指定認定機関（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続を請求していただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準及び技術的条件に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2) の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1) から (5) の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その航空局設備に接続されている自営端末設備を取り外したときは、その契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

4 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、航空局設備に接続されている自営端末設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの

円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準及び技術的条件に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合、その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- (2) (1) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1) の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を航空局設備から取り外していただきます。

5 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

6 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者等から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その固定波空港無線電話サービス及び付帯サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払を要することになった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとします。）が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) 契約者等は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（支払証明書発行手数料）に規定する手数料及び郵送料等の支払を要します。

料金表

通則

(利用契約に基づく料金計算)

- 1 当社は利用契約に基づく料金について以下のとおり計算します。
 - 1.1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金は料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。（以下同じとします。））に従って計算します。
 - 1.2 当社は、利用契約において次の場合が生じたときは月額料金をその利用日数に応じて日割りします。
 - (1) 料金月の起算日以外の日に固定波空港無線電話サービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 第28条第2項第3号の表の規定に該当するとき。
 - (3) 料金月の起算日以外の日に契約の解除があったとき。
 - (4) 料金月の起算日以外の日に固定波空港無線電話サービス設備の種類の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - 1.3 当社は、固定波空港無線電話サービスの提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間が1か月以内であり、この期間の支払総額が月額で定める料金を下回る場合は、1.2の(3)の規定によらず月額で定める料金の支払を要します。
 - 1.4 1.2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第28条第2項第3号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
 - 1.5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1.1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 2 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 3 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 4 契約者は、料金及び工事費について支払期日の到来した順序に従って支払っていただきます。

(前受金)

- 5 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事費について、契約者が希望される場合には、利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 6 第28条（基本料金の支払義務）から第30条（工事費の支払義務）までの規定により料金表に定める料金又は工事費の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加

算した額とします。

(料金等の臨時減免)

7 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事費を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 基本料金(月額)

料金額

1 設備使用料 (1装置ごと) (税別)

サービスの種類	料金	備考
可搬形宅内電話サービス	5,650円	電源装置は契約者に調達していただきます。
車載形電話サービス	5,650円	
携帯形電話サービス	3,000円	電池は契約者に調達していただきます。

2 機器使用料 (1個ごと) (税別)

区分		料金	備考
送話器	可搬形無線装置又は車載形無線装置に接続して通話するための機器	350円	
固定波用充電器	携帯形無線装置で使用する電池を充電するための機器	250円	

第2 手数料 (税別)

区分	単位	料金	料金内訳		
			事務手数料	ID/ROM登録料	ID/ROM消去料
名義変更	お申込ごとに	2,500円	2,500円		
端末新設・増設	端末ごとに	1,500円	500円	1,000円	
端末廃止(解約)	端末ごとに	1,000円	500円		500円
ROM設定	端末ごとに	1,000円		1,000円	

(注) ROM設定は原則平日昼間帯(8:30~17:00)に実施します。それ以外の時間帯での実施をご希望の場合は、上記料金の1.5倍の料金をいただきます。

第2表 工事費 (税別)

区分	工事費の額
設置工事	別に算定する実費
移設工事	別に算定する実費
撤去工事	別に算定する実費

第3表 支払証明書の発行手数料 (税別)

区分	単位	料金額
支払証明書発行手数料	1枚ごとに	400円

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。

附則

(実施期日)

第1条 この約款改正は平成12年10月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この契約実施の際、現に、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」といいます。）、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」といいます。）が空港無線電話サービス約款（以下「旧NTT東日本約款」、「旧NTT西日本約款」といいます。）の規定により締結、及びKDD株式会社（以下「KDD」といいます。）が国際航空無線設備専用サービス約款（以下「旧KDD約款」といいます。）の規定により締結している次の表の右欄の契約のうち、当社の空港無線電話設備に係るものについては、この約款実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表の左欄の契約に移行したものとします。

空港無線電話サービス約款	旧NTT東日本約款
空港無線電話に係る契約 契約 国内A/G電話 宅内電話 空港管理者用宅内電話 臨時契約 国内A/G電話 宅内電話 空港管理者用宅内電話	第1種空港無線電話に係る契約 第1種契約 宅内標準A形電話 宅内標準B形電話 宅内1形電話 臨時第1種契約 宅内標準A形電話 宅内標準B形電話 宅内1形電話
契約 車載電話 VHF用車載電話 携帯形電話 臨時契約 車載電話 VHF用車載電話 携帯形電話	第2種空港無線電話に係る契約 第2種契約 車載標準A形電話 車載標準B形電話 携帯形電話 臨時契約 車載標準A形電話 車載標準B形電話 携帯形電話

空港無線電話サービス約款	旧NTT西日本約款
空港無線電話に係る契約 契約 国内A/G電話 宅内電話 臨時契約 国内A/G電話 宅内電話 契約 車載電話 携帯形電話 臨時契約 車載電話 携帯形電話	第1種空港無線電話に係る契約 第1種契約 宅内標準A形電話 宅内標準B形電話 臨時第1種契約 宅内標準A形電話 宅内標準B形電話 第2種空港無線電話に係る契約 第2種契約 車載標準形電話 携帯形電話 臨時契約 車載標準形電話 携帯形電話

空港無線電話サービス約款	旧KDD約款
国際A/G電話	国際航空無線設備専用サービス

(端末設備に関する経過措置)

第3条 この契約約款実施の際現に、NTT東日本及びNTT西日本が旧NTT東日本約款及び旧NTT西日本約款の規定により提供している端末設備は、及びKDDが旧KDD約款の規定により提供している端末設備は、この約款実施の日において、附則第2条（約款に関する経過措置）の規定により、それぞれこの約款の規定により当社が提供する端末設備に移行したものとします。

(料金の支払いに関する経過措置)

第4条 この契約約款実施前に、旧NTT東日本約款、旧NTT西日本約款又は旧KDD約款の規定により生じた料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(前受金及び保証金に関する経過措置)

第5条 この約款実施前に、旧NTT東日本約款又は旧NTT西日本約款の規定によりNTT東日本又はNTT西日本に預け入れた前受金又は保証金については、この約款実施の日において、当社がNTTから引き継ぐものとし、その取扱いについては、この約款の規定に準じて取り扱います。

(損害賠償の取扱いに関する経過措置)

第6条 この約款実施前に、旧NTT東日本約款、旧NTT西日本約款又は旧KDD約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償については、なお従前のとおりとします。

(この約款実施前に行った手続きの効力等)

第7条 この約款実施前に、NTT東日本、NTT西日本又はKDDに対し旧NTT東日本約款、旧NTT西日本約款又は旧KDD約款の規定により行った手続きその他の行為のうち、当社の空港無線電話設備に係るものについては、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この約款実施の際現に、NTT東日本、NTT西日本又はKDDが旧NTT東日本約款、旧NTT西日本約款又は旧KDD約款の規定により提供している電気通信サービスのうち、当社の空港無線電話設備に係るものについては、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとします。

附則(平成12年10月27日空ユ第6号)

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成12年11月1日から実施します。

附則(平成14年8月26日 空ユ第126号)

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成14年9月1日から実施します。

附則(平成14年12月25日 空ユ第175号)

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成15年1月1日から実施します。

附則(平成16年8月11日 空業第895号)

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成16年9月1日から実施します。

附則(平成17年1月17日 空業第1385号)

(実施期日)

第1条 この約款改正は、平成17年2月1日から実施します。

(実施期日の例外)

第2条 この約款の規定のうち、実施時期を別に定める規定を次の表に示します。なお、実施までの期間は旧約款の規定を適用します。

規定	実施期日
A/Gサービスに係る契約、サービス地域及び基本料金	平成17年2月17日
空港MCAサービスに係る契約及び基本料金	平成17年3月1日

(契約に関する経過措置)

第3条 この契約実施の際、旧約款の規定により締結している次の表の右欄の契約のうち、この約款実施の日において、同表の左欄の契約に移行したものとします。

空港無線電話サービス契約約款	旧約款
<p>空港MCAサービスに係る契約</p> <p>成田空港及びその周辺</p> <p>基本料 年間契約 端末設備利用料 年間契約 MCA携帯形端末</p> <p>基本料 年間契約 端末設備利用料 年間契約 MCA車載端末</p> <p>基本料 年間契約 端末設備使用料 年間契約 MCA可搬形宅内端末</p> <p>付属品使用料 年間契約 携帯用S形充電器</p> <p>基本料 年間契約 端末設備使用料 年間契約 MCA宅内端末 有線回線接続料 年間契約</p>	<p>可搬形宅内電話、車載電話、VHF用車載電話又は携帯形電話に係る契約</p> <p>成田国際空港及びその周辺地域</p> <p>空港無線電話設備使用料 契約 MCA携帯形電話</p> <p>空港無線電話設備使用料 契約 MCA車載電話 機器使用料 契約 送話器</p> <p>空港無線電話設備使用料 契約 MCA可搬形宅内電話 機器使用料 契約 送話器</p> <p>機器使用料 契約 MCA用充電器</p> <p>国内A/G電話、宅内電話又は空港管理者用宅内電話に係る契約</p> <p>空港無線電話設備使用料 契約 MCA宅内電話 機器使用料 契約 宅内電話機</p>

<p>基本料 年間契約 端末設備使用料 年間契約 MCA空港管理者用宅内端末 有線回線接続料 年間契約</p> <p>専用回線使用料 年間契約</p>	<p>空港無線電話設備使用料 契約 MCA空港管理者用宅内電話 機器使用料 契約 空港管理者用宅内電話機</p> <p>有線連絡線使用料 契約</p>
<p>(備考)</p> <p>(1) この約款実施の際現に、旧約款の規定により提供しているMCA空港管理者用宅内電話の空港無線電話設備使用料、有線連絡線使用料及び機器使用料については、別途定める期日までは旧約款の規定を適用します。</p> <p>(2) 旧約款の臨時契約（MCA空港管理者用宅内電話に係るものを除く）については上記移行表に準じ、この約款の臨時契約に移行したものとします。</p> <p>(3) 表中の中括弧は、括弧内の合算を意味します。</p>	

空港無線電話サービス契約約款	旧約款
<p>空港MCAサービスに係る契約</p> <p>那覇空港及びその周辺</p> <p>空港無線電話設備使用料 年間契約 MCA携帯形電話</p> <p>空港無線電話設備使用料 年間契約 MCA車載電話</p> <p>空港無線電話設備使用料 年間契約 MCA可搬形宅内電話</p> <p>機器使用料 年間契約 送話器</p> <p>機器使用料 年間契約 MCA用充電器</p> <p>空港無線電話設備使用料 年間契約 MCA宅内電話</p> <p>有線連絡線使用料 年間契約</p> <p>機器使用料 年間契約 宅内電話機</p>	<p>可搬形宅内電話、車載電話、VHF用車載電話又は携帯形電話に係る契約</p> <p>那覇空港及びその周辺</p> <p>空港無線電話設備使用料 契約 MCA携帯形電話</p> <p>空港無線電話設備使用料 契約 MCA車載電話</p> <p>空港無線電話設備使用料 契約 MCA可搬形宅内電話</p> <p>機器使用料 契約 送話器</p> <p>機器使用料 契約 MCA用充電器</p> <p>国内A/G電話、宅内電話又は空港管理者用宅内電話に係る契約 (那覇空港及びその周辺)</p> <p>空港無線電話設備使用料 契約 MCA宅内電話</p> <p>有線連絡線使用料 契約</p> <p>機器使用料 契約 宅内電話機</p>
<p>(備考)</p> <p>(1) この約款実施の際現に、旧約款の規定により提供している那覇空港におけるMCA宅内電話の有線連絡線については、別途定める期日までは旧約款の規定を適用します。</p>	

空港無線電話サービス契約約款	旧約款
VHF又は固定波サービスに係る契約	可搬形宅内電話、車載電話、VHF用車載電話又は携帯形電話に係る契約
空港無線電話設備使用料 短期契約 VHF車載電話	空港無線電話設備使用料 契約 VHF車載電話
空港無線電話設備使用料 短期契約 固定波可搬形宅内電話	空港無線電話設備使用料 契約 固定波可搬形宅内電話
空港無線電話設備使用料 短期契約 固定波車載電話	空港無線電話設備使用料 契約 固定波車載電話
空港無線電話設備使用料 短期契約 固定波携帯形電話	空港無線電話設備使用料 契約 固定波携帯形電話
機器使用料 短期契約 送話器	機器使用料 契約 送話器
機器使用料 短期契約 固定波用充電器	機器使用料 契約 固定波用充電器
(備考)	
(1) 旧約款におけるVHF車載電話、固定波可搬形宅内電話、固定波車載電話及び固定波携帯形電話の空港無線電話設備使用料の臨時契約は、廃止します。	

空港無線電話サービス契約約款	旧約款
A/Gサービスに係る契約	国際A/G電話に係る使用契約
設備使用料 短期契約 A/G電話	設備使用料 契約 国際A/G電話
機器使用料 短期契約	無線電話機使用料 契約
	国内A/G電話、宅内電話又は空港管理者用宅内電話に係る契約
設備使用料 短期契約 A/G電話	空港無線電話設備使用料 契約 国内A/G電話

<p>機器使用料 短期契約</p>	<p>{ 有線連絡線使用料 契約 機器使用料 契約</p>
<p>(備考)</p> <p>(1) 旧約款における国内A/G電話の臨時契約は、廃止します。</p> <p>(2) この約款実施の際現に、旧約款の規定により提供している国内A/G電話に係るものについては、別途定める期日までは旧約款の規定を適用します。</p> <p>(3) 表中の中括弧は、括弧内の合算を意味します。</p>	

(この約款実施前に行った手続の効力等)

第4条 この約款実施前に、旧約款の規定により行った手続その他の行為については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款に基づいて行ったものとみなします。

附則 (平成18年3月16日 空業第2772号)

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成18年4月1日から実施します。

附則 (平成18年8月28日 空業第3432号)

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成18年10月1日から実施します。

また、本実施日をもって、那覇空港における旧A/Gサービスの基本料の適用は中止します。

附則 (平成19年1月26日 空業第4017号)

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成19年2月1日から実施します。

附則 (平成19年6月22日 空業第07-287号)

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成19年10月1日から実施します。

附則 (平成19年3月8日 空業第4124号)

附則 (平成19年10月25日 空業第07-519号)

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成20年1月1日から実施します。

附則 (平成19年12月20日 空業第07-622号)

(実施期日)

第1条 この改定規定は、平成20年4月1日から実施します。

附則（平成20年10月14日 空業第08-360号）

附則（平成21年02月26日 空業第08-534号）

（実施期日）

第1条 この改定規定は、平成21年4月1日から実施します。

附則（平成21年12月1日 空業09-310号）

（実施期日）

第1条 この改定規定は、平成22年4月1日から実施します。

附則（平成22年9月9日 空業10-242号）

（実施期日）

1 この改定規定は、平成22年10月21日から実施します。

（経過措置）

2 東京国際空港（羽田空港）におけるA/Gサービスに係る平成22年10月の料金については、料金表第1表第1の3-1、3-2、3-3、3-4に規定する額に代えて0円を適用します。

附則（平成23年3月31日 空業10-452号）

（実施期日）

1 この改定規定は、平成23年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 成田国際空港A/Gサービスの契約者のうち、周波数が131.75MHzの航空局設備を利用している契約者については、次表の左欄の期間、設備使用料について同表の右覧に規定する額を減額して適用します。

期間	設備使用料の減額（月額）
平成23年4月1日から平成23年9月30日まで	設備使用料の額に0.35を乗じて得た額

（注）当社は、上表の右覧の計算において、その計算結果に100円未満の端数が生じた場合はその端数を切り上げます。

3 平成23年4月1日から平成23年9月30日までの間、成田国際空港A/Gサービスの契約者は、第59条に代えて、その契約に基づいて当社がA/Gサービスの提供を開始した日を含む月の翌月から起算して契約の解除を含む月までの期間（提供を開始した月と解除の月が同一月である場合は1月分とします。）について、料金表第1表第1（基本料金）に規定する基本料金の支払いを要します。

附則（平成23年9月30日 空業11-261）

（実施期日）

1 この改定規定は、平成23年10月1日から実施します。

（経過措置の廃止）

2 本実施日をもって、旧約款の規定により提供している成田空港における国内A/G電話について、旧約款の適用を中止します。

附則（平成26年3月24日 空業13-446）

（実施期日）

1 この約款改訂は、平成26年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この契約実施の際、旧約款の規定により締結している次の表の右欄の契約のうち、この約款実施の日において、同表の左欄の約款に基づく契約に移行したものとします。

新契約約款	旧空港無線電話サービス契約約款
空港MCAサービス契約約款	空港MCAサービスに係る契約
空港VHF車載形無線装置利用契約約款 固定波空港無線電話サービス契約約款	VHF又は固定波空港無線電話サービスに係る契約
A/G無線電話サービス契約約款	A/Gサービスに係る契約

2 平成26年3月31日現在で空港無線電話サービス（固定波空港無線電話サービス）の「短期契約」を契約中で、4月1日以降も同契約を継続する場合は、固定波空港無線電話サービス契約約款の「利用契約」へ移行するものとします。

附則（平成29年3月29日 空業 第17032900004号）

（実施期日）

1 この改定規定は、平成29年4月1日から実施します。